

岩手県高圧ガス容器管理指針

策定 令和2年12月1日

一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会

第1 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の目的に基づき、高圧ガスの供給事業者及び消費事業者並びにこれらに係る団体が、高圧ガス容器（法第41条に規定する高圧ガスを充填するための容器であって、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とする。

第2 指針の対象

この指針は、高圧ガス容器を取扱う供給事業者及び消費事業者並びにこれらに係る団体等を対象とする。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づき、高圧ガス容器を取扱う供給事業者及び消費事業者は除く。

なお、医療ガスバックアップ用高圧ガス容器、消火用高圧ガス容器、消費事業者所有の高圧ガス容器については、本指針の適用範囲外とするが、保安上本指針の準用をお願いする。

第3 用語の定義

この指針に用いる用語は、法及び同法各規則によるもののほかは、次によるものとする。

（1）供給事業者

岩手県内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売事業者を含む）をいう。

（2）伝票販売事業者

直接高圧ガス容器を取扱わず、他の供給事業者が高圧ガス容器の納入を委託する販売事業者をいう。

（3）消費事業者

岩手県内において、高圧ガス容器に充填された高圧ガスを消費して事業活動等を行う者をいう。

（4）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

（5）関係団体

一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会及びその他の高圧ガス関係保安団体をいう。

（6）関係機関

警察、消防、行政機関の高圧ガス担当部署をいう。

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、法の規定を遵守するほか、次の措置をとるよう努めるものとする。

- （1）高圧ガス容器の受入れ及び引渡しに際し、法に定められた事項を記載した帳簿を備え、常に自社が取扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底すること。（保安台帳・容器授受簿等）

- (2) 高圧ガス容器は、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- (3) 消費事業者に対して、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を提供し、併せて、本指針を十分周知すること。(安全データシート(SDS)・周知文書等)
- (4) 伝票販売事業者は、高圧ガス容器の納入を委託した供給事業者との間で、前号の情報提供について明確に文書で取り決めておくこと。
- (5) 高圧ガスの販売に当たり、高圧ガス容器は原則として貸与することとし、消費事業者に対して賃貸借契約の締結等により文書でその旨明示すること。
また、消費事業者に対して、容器照合書等により1年に1回以上、また必要に応じて、貸出中の高圧ガス容器の明細を提示し、所在確認を行うこと。
- (6) 消費事業者に対して、『第5 消費事業者がとるべき措置』の規定が遵守されるよう助言すること。
- (7) 同じ高圧ガス容器は、原則として1年以上継続して同一事業所に留置しないこと。
- (8) 取引消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を、少なくとも1年に2回以上調査すること。
- (9) 使用済高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社が取扱う容器以外の容器であっても回収すること。
この場合、回収した自社が取扱う容器以外の容器は、第6(2)において定める高圧ガス容器の共同集積場(充填所内の容器置場を含む)に搬入し、所有者に返却する措置をとること。
- (10) 事故発生時には、法第36条各項(危険時の措置及び届出)及び第63条各項(事故届)の規定に基づく措置を速やかに行うため、関係機関に対する連絡体制をあらかじめ構築し、従事者に周知すること。
- (11) 関係団体への加入等により保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行うこと。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、法の規定を遵守するほか、次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 法第15条第1項(貯蔵)の規定に基づき、高圧ガスの貯蔵を行うこと。
- (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第60条(その他消費の技術上の基準)又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第58条(その他消費の技術上の基準)の規定に基づき、高圧ガスの消費を行うこと。
- (3) 消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受払い状況及び所在等を管理すること。
- (4) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認すること。(日常点検)
- (5) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報、保安に関する最新情報の提供を受けた際には、消費事業所内で当該情報を共有し、従事者に対して周知すること。
- (6) 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、安全確保の観点から速やかに改善すること。
- (7) 高圧ガス容器及び附属設備(配管、ホース、調整器、逆火防止器等)は原則として6か月以内に1回以上、安全上問題がないか点検等を実施すること。
- (8) 使用済高圧ガス容器は、直ちに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しないこと。

- (9) 事故発生時には、法第36条各項（危険時の措置及び届出）及び第63条各項（事故届）の規定に基づく措置を速やかに行うため、関係機関に対する連絡体制をあらかじめ構築し、従事者に周知すること。
- (10) 関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取扱う従事者に対して、1年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施すること。

第6 関係団体がとるべき措置

関係団体は、『第1 指針の目的』を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 加入企業及び消費事業者に対して、高圧ガス容器の適正な取扱いについての周知・啓発を行うこと。
- (2) 放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）を設けるなど必要な措置をとること。（各支部集積場）

第7 放置容器の発見

放置容器発見の連絡を受けた供給事業者等は、直ちに対応するものとする。

第8 放置容器の処理

供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速・適正に処理するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 放置容器の処理体制を確立すること。
- (2) 放置容器の発見者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立すること。

附則 この指針は、令和2年12月1日から施行する。